

第46回京都市廃棄物減量等推進審議会
摘録

【日時】平成22年7月2日（金） 午後3時30分～午後5時30分

【場所】職員会館かもがわ 3階 大多目的室

【出席委員】高月会長，石田委員，今西委員，小畑委員，郡嵩委員，新川委員，田村委員，
坪内委員，中島委員，原委員，原田委員，堀委員，松原委員，宮川委員，山内委員

【欠席委員】奥原委員，黄瀬委員，酒井委員，崎田委員，鈴鹿委員

I 開会

（高月会長）

挨拶

家庭ごみの持ち去り禁止対策について，条例と絡む部分があるということで，急ぎで審議会を開催させていただいた。活発なご意見を願います。

II 議事

（事務局）

資料1-1（家庭ごみの持ち去りに関する検討について）

資料1-2（家庭ごみの持ち去りに係る現状，課題及び論点整理）について説明

（原委員）

現状，必要性については理解できる。また，違和感もない。実際に実施するにあたっては，法律論の観点での検討が必要。条例を改正して過料を徴収すると規定したところで，果たして実効性が上がるのか。何のために行うのかの理屈と，こういった法律の根拠で持ち去りを禁止するのかをしっかりと固めないといけない。他都市の事例で，家庭ごみを排出した段階で市の所有物になると定めて，窃盗罪による刑事罰にて対応していると聞いたことがある。市の検討の中で，法律の専門家から法的知見をもらっているのか。

（事務局）

パトロールと条例等による法規制をセットで実施することで，実効性を担保することを考えている。実際にどのような法的根拠で持ち去りを禁止するのかは，罰則等もあるので警察等関係機関と協議，検討しているところである。

(郡嶋委員)

実際にどういう形でパトロールして、抑止するのかを考えていただきたい。

アルミ缶が有価物であることが問題点となっているが、本来、こういった有価物は市場にて回ることが好ましい。そういった意味で、資料の6ページに記載のあるコミュニティ回収の促進によって市場に回ることが望ましい。こういった市場をなくさないためにもこういったインセンティブを考えているのか。

(事務局)

平成22年4月1日から開設している各区・支所のエコまちステーションにて、コミュニティ回収制度の参加普及強化の取組を行っている。有料指定袋からコミュニティ回収に移行していただくことがインセンティブになると考えている。

(石田委員)

私自身が、抜き取りのせいで困ったことがないからかもしれないが、アルミ缶をごみ袋から抜き取って自転車に積み込み生計を立てている方を取り締まっていいいのか疑問に思う。特に弊害がなければ法律で取り締まる必要はないのではないかな。

また、以前に商店街にて風俗店等のチラシを貼られる被害があったが、その時に所有権を問われる問題が生じた。現在では市長から違反広告物除却の権限が委嘱される「京（みやこ）・輝き隊」という制度によって対処している。こういった制度のように、持ち去りを市民が注意できる資格を委嘱するといった制度を設けることができないか。持ち去り行為を実際に注意した場合、こういった権限があるのかなど言い争いになる。

(中島委員)

生活学校連絡会で調査した結果、夜間及び早朝といった時間帯にごみ袋を排出している実態がある。そういったことから夜間及び早朝の時間帯に抜き取りをされて、迷惑な騒音がする。資源ごみの抜き取りの問題より以前に、決められた時間帯にごみ袋を排出するといったことを見直すことから始めてはどうか。

(原田委員)

大津市に住んでいたころ、空き缶等のごみは、昼間の時間帯に人通りの目につく場所に排出していて、騒音といった問題はなかったと思う。夕方に回収することで、抜き取りを抑制し騒音などといった問題を解決できるのではないかな。

(堀委員)

短期的には条例等で対応すればよいのではないかなと思うが、アルミ缶などの有価物を自治体が税金で処理することを見直すべきである。これはシステムの欠陥であり、拡大生産者責任の考え方が長期的には必要。システムの欠陥の補正という意味では良いと思う。

（原委員）

アルミ缶が有価でなくなることはないと思うが、以前に古紙が有価物でなくなったことがある。そういった例からも、完全に民間の回収ルートに頼るのは不安がある。

石田委員の発言にもあったとおり、取り締まる権利があるものが、しっかりと取り締まれる状況が必要。路上喫煙禁止の取り締まりにおいて、しっかりと過料を取りたてられていないように思う。

（高月会長）

法律上の問題については、事務局でよく考えてやっていただきたいと思うが、集積所に出されたものを市の所有物として規定し、窃盗罪で持ち去りを罰するのか。

（事務局）

市の法制課と検討しており、資源ごみを市の所有物として規定し、窃盗罪で持ち去りを罰する方向で進めているが、課題もあるので現時点では結論に至っていない。

（宮川委員）

今回の家庭ごみの持ち去り禁止は、市民の声を受けて実施するのか、それともアルミ缶といった有価物を守るために実施するのか。市民の声ということであれば、啓発で足りるのではないかな。パトロールにもコストがかかるので、コミュニティ回収に誘導から始めて、それでもダメなら条例という段階的な実施でいいのではないかな。

（事務局）

家庭ごみを持ち去られると有料指定袋を購入して分別排出する意味がない、抜き取り時の騒音が迷惑といった、市民の声を受けて実施する。コスト論となると色々な議論があると思うが、行政としてはコスト以外に、ごみの減量・リサイクルにベクトルを導く作業が必要であると考えている。

（高月会長）

ごみの集積所の排出物が市の所有物になると、集積所でトラブルが起こった場合に市の責任を問われることにもなるので、慎重に検討していただきたい。本日の意見を踏まえ、事務局にて方向性を再整理していただき、再度議論する機会を次回持たせていただく。

（中島委員）

缶、びん、ペットボトルといった物は、小売販売事業者と消費者の間に回収する仕組みが作れたらと思う。

Ⅲ 報告

（事務局）

資料２－１（循環のまち・京都プランのアクションプランの作成について）

資料２－２（アクションプランのイメージ）について

酒井委員からの書面意見について説明

酒井委員からの書面意見

３Ｒの取組による温室効果ガス削減効果（２Ｒによる効果も含めて）をモニタリングする必要があるので、指標化することをご検討いただきたい。

水銀条約が国際的に検討されていることをふまえ、「焼却ごみ１トンあたりの重金属（水銀、および鉛）排出量削減率」とすることが望ましい。

目標、指標に関する検討、作業を行うに当たっては、市職員の知見と作業に加えて、シンクタンクを活用することで効果的で深みのある検討に繋げることなどをご検討いただきたい。また、有識者による検討チームとの相互提案、相互検証の枠組みで検討を行うべき。

（堀委員）

この種の計画は行政だけでできることには限界があると思う。ごみ減量推進会議他といった団体の役割をどうするのか、施策の実施主体をどうするのか、といったことだと思う。この審議会は、計画の進ちょくは確認できるが、計画の推進組織ではないので、別途組織作りが必要。

また、計画の中で４１の推進項目を挙げられているが、中にはまとめられる項目があると思われるので、そこを整理した上でリーディングプロジェクトを位置づけたり、重みづけたりすることが必要。

（高月会長）

エコまちステーションも新たに動き始めているので、そこも含めて推進体制を検討していただきたい。

（事務局）

リサイクルはある程度行政だけでもやってこられたが、２Ｒはごみ減量推進会議やＮＰＯの力を借りていくことが必要である。４１の推進項目についても優先順位を付けた上でメリハリをつけて実施する。

（山内委員）

項目を作ることだけが能ではないので、絞り込むべき。目標対象を見定めて施策を実施してもらいたい。

（高月会長）

もう少し具体的なものが出てきたときに、再度議論したい。

（坪内委員）

計画を作ることが目的ではない。NPO やごみ減量推進会議、事業者、市民に取り組んでいただくことが大切であり、大前提となる。うまくメリハリをつけて働きかけていきたい。41の推進項目には濃淡があるので、メリハリをつけてごみ減量・リサイクル等の施策を実施することが重要である。

（事務局）

資料3-1（有料化財源活用方法検討ワーキングチームについて）

資料3-2（有料化財源活用方法に関する市民アンケートについて）説明

（郡嶋委員）

有料化財源の活用方法について、市民に情報が伝わっているのかということと、どう発信していくのがポイントである。基本的には有効に使われているので、市民に広く理解が得られるようになるよう検討していきたい。

（堀委員）

平成21年度の決算についてはアンケート調査票の中に記載していないのか。

（事務局）

有料指定袋制の実施に伴う財源活用事業について平成21年度の事業一覧のパンフレットを同封している。

（事務局）

資料4（事業ごみ減量対策の実施状況について）説明

（原委員）

蛍光管等の有害危険物の適正処理をなんとかしていただけないか。産業廃棄物になるのはわかっているが、なんとか受け皿を考えていただきたい。

また私の事務局が入居しているオフィスビルで、分別について議論している。分別をすると処理料金が上がる。分別して量が減った燃やすごみの処理料金も安くない。こういったことから、経済的インセンティブの働く処理料金の仕組みづくりをお願いしたい。

（新川委員）

ごみ量が減ったのなら、契約されている収集運搬許可業者と処理料金について話し合ってもらいたい。

また、分別にて料金が増えることについては、収集回数が物理的に増えるので、料金が増えるのは致しかたない。

市が収集しているマンションは、有料指定袋で排出しているからといって、きちんと分別できているわけではない。分別の実施状況は収集運搬許可業者が収集しているマンションの方がきちんとできているのではないか。

（事務局）

分別のルールがきちんとできているかどうかは、市が収集しているのか、収集運搬許可業者が収集しているのかに関わらず、マンション住民の問題である。

また、分別をすると料金が増えるのは、収集運搬の料金が増えるので致しかたないことである。

（新川委員）

前回の第45回審議会で、事業ごみ減量に向けた、事業者、収集許可業者、行政の3者で話し合う場を設けてもらいたいと提案をさせていただいたが、その後どうなっているのか。

（事務局）

新川委員他、関係者とヒアリングを行った上で、テーマを絞ってから、3者で話し合う場を設けたいと思うので、また相談させていただく。

（宮川委員）

事業者が出すごみの減量に向けた「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正について、未だに実施していなかったのかと思う内容である。大規模の事業所から事業者へと網の目が広がっているのではないか。

（事務局）

建築時にごみの排出保管場所を定め、届けていただくといったことはあったが、建築計画時に3Rについて考えてもらうということは、全国的にも先進的な取組である。建築計画時に3Rについての本市の持つノウハウを事業者に伝えて、ごみの減量を将来につなげていきたいと思う。

（高月会長）

社会全体でごみの上流対策にシフトしている状況で、非常によい取組であると思う。

以上で今回の議事は全て終了となるが、全ての議事を終えて何かご意見等はあるか。

（田村委員）

アクションプランの指標のリユースびんの利用状況について、利用率については単に利用者の意識だけでなく、販売店のリユースびんの普及状況にも問題があるので、そういった仕組みも変えないと、この指標を集めたからといってどうなるのかと思う。

（石田委員）

持ち去り時の取り締まりについて、実行犯がアルバイトの場合があるので、雇い主も罰せられる両罰規定にしてもらいたい。

Ⅳ 閉会